

---

平成26年12月19日（金曜日）

---

議事日程第3号

平成26年12月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 一般質問
  - 第3 請願第1号 米の需給安定対策に関する請願書
  - 第4 発議第13号 米の需給安定対策に関する意見書
  - 第5 請願第2号 農協改革に関する請願書
  - 第6 発議第14号 農協改革に関する意見書
  - 第7 陳情第11号 ウイルス性肝炎患者に関する医療費助成の拡充に関する陳情
  - 第8 発議第15号 ウイルス性肝炎患者に関する医療費助成の拡充を求める意見書
  - 第9 陳情第16号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安定かつ確実な運用に関する意見書の提出についての陳情書
  - 第10 発議第16号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安定かつ確実な運用に関する意見書
  - 第11 陳情第17号 集団的自衛権の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求めるに陳情
  - 第12 陳情第18号 「マクロ経済スライド」制の廃止を求める陳情
  - 第13 陳情第19号 最低保障年金制度の創設を求める陳情
  - 第14 発議第17号 最低保障年金制度の創設を求める意見書
  - 第15 陳情第20号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情
  - 第16 発議第18号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
  - 第17 議会運営委員会の閉会中の所管事務の調査において
  - 第18 常任委員会の閉会中の所管事務の調査において
-

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地 薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町 長 加藤和夫	副町長 伊藤 進
教育長 千葉良一	総務課長 田村 正
会計課長 川尻悦子	企画財政課長 須藤徳雄
町民生活課長 金平公明	福祉保健課長 大高伸一
管財課長 佐々木 充	税務課長 田村 功
教育次長 小林孝一	生涯学習課長 金田千秋
産業振興課長 工藤金悦	農林振興課長 佐々木喜兵衛
建設課長 田村 博	幼児保育課長 日沼正明
農業委員会事務局長 米森博孝	学校給食センター所長 木村 学
あきた白神体験センター所長 佐藤博孝	

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木久明	書記 吉元和歌子
-------------	----------

---

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。今日も傍聴者の皆さんには大変寒いところ  
ご苦労様でした。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開  
きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思  
いますので、宜しくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。順番に発言を許します。11番議員門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） おはようございます。今月14日の北羽新聞、湊城雑記というコラムの中にベテラン議員の一般質問を取り上げてありました。その中で、前議長と現職副議長私ですね、これも文章の中に出ておりました。奇しくもこの後、前議長が一般質問で登壇します。自分はベテラン議員だとは思っておりませんが、そういう報道も踏まえて思いっきり質問したいと思います。

11番、通告に従いまして、2点質問いたします。まず皆さんお手元に配付してある資料をご覧ください。その下に写っているものが耕耘機といって、田んぼに行く耕運機ではありませんが、これを海底で曳いて海底の固定化した底土に酸素を供給し、微生物の増殖を促すことにより漁獲量の増大を図ることを目的とした漁場の改善事業であります。今、八峰町の漁業は、漁獲量、魚価の低迷、燃料の高騰などで非常に厳しい状況に置かれています。この現状を何か好転させることができないかと考えている時に、福井県越前漁協で10年ほど前よりこの事業を実施し、成果を出していることを知り、底曳船首に提案いたしましたところ、是非現地を見てみたいと意欲を見せましたので、町の協力をいただき7月28日から30日に底曳船首2名、秋田県水産振興センター専門員1名、町の職員を同行して、事業効果並びに課題を研修してまいりました。町長ありがとうございます。

しかし、研修に行った成果をどうやって出すのか、八峰町若しくは秋田県全域での事業実施の可能性を探るにはどうしたらいいのか課題が残ります。費用対効果の検証が難しいこの事業に、本町の基幹産業の一つである漁業の活性化を図るために、漁協とも協同しながら事業化に向けた町の今後の取組に強い町長の意欲を伺いたいと思います。

2点目は、高齢者の運転事故・歩行事故が増加しており、高齢化率減少に歯止めがかからない現在において、何らかの手段で交通弱者・身障者・高齢者の足の確保ができないか。1つ目として、交通空白地域の埴・大信田を対象とした有償移送サービスの実施計画はその後どうなっているのか。2つ目として、町の社会福祉協議会、JAやまもとに委託している外出支援サービスの利用者の規制緩和、車両台数を増やす等の必要とされるサービス提供について再考する時期ではないだろうか。3つ目として、二ツ井観光タクシーも撤退し、緊急時・急用事等の足の確保が不安な現状であります。町の対策、

考えはないか伺いたいと思います。この質問に関しては、昨日嶋津議員も類似した質問をしておりますので、その辺を踏まえた簡潔な答弁を宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さんご苦勞様でございました。

それでは門脇直樹議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「海底耕耘の事業化に向けた町の支援策は」についてであります。

門脇議員ご指摘のとおり、本町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、燃料の高騰、漁獲量の減少、魚価の低迷、担い手不足など非常に厳しいものもありますが、これまで作り育てる漁業を中心に様々取り組んでまいったところであります。

そうした中で、今年の7月に秋田県北部漁協と北部底曳網組合から、福井県の越前漁業協同組合が漁業環境保全創造事業で実施した「海底耕耘（カイトイコウウン）」を視察して、八峰町海域での実施の可能性を探りたいとの要望がありました。「海底耕耘」とは、先ほど議員からも申し上げましたけれども、長年堆積して硬化した海底面を特殊な耕耘機具を使って耕し起こすもので、これによりプランクトンを発生させ、飼料生物の繁殖を促すなどして、魚介類の生息環境を改善し、漁獲可能資源の維持、回復を図ることを目的として行われております。かつて水環境再生のために試験的に行われた場合を除き、全国的に見ても海底耕耘を実施している市町村は2、3しかなく、そのうち福井県ではアカガレイをはじめズワイガニ、アマエビなどの魚介類で実績があると聞き、町では北部底曳網組合の視察研修費用の一部を助成すると共に、産業振興課の担当職員を同行させ、また秋田県水産振興センターにも専門員の派遣をお願いして視察に同行していただきました。

視察先では、越前町漁業協同組合、越前町小型底曳網組合、それに福井県農林水産部水産課から説明を受けており、その視察報告書の内容を少し紹介させていただきます。

越前町では「国庫補助事業」と「町単独事業」を行っており、事業主体は越前町で、町が海底耕耘作業を越前漁協へ委託し、その下請けとして底曳網組合が作業受託する形をとっております。「国庫補助事業」の全体事業費は3億7,000万円で、費用対効果が見えやすいアマエビやアカガレイを対象として、10か年計画で実施しております。補助率は国が50%、県が25%、町が20%、受益者が5%の負担で行っております。また、「町

単独事業」の全体事業費は8,000万円で、寿命が長くて効果が見えにくいズワイガニを対象として、4か年計画で実施しております。財源は過疎債を充当しております。

海底耕耘作業は、毎年6月初旬に一日10時間ほど行いますが、作業の実施にあたっては町で策定した計画に基づいて行われ、工程写真はもちろん、航路記録も写真に収めて実績報告を行います。そのため、漁業者への作業説明会を開催し、事業内容を十分に理解してもらうことが必要だとしております。

なお、耕耘機具は先ほどの写真にありますけれども4.2mのスチール製の円柱に耕耘用の突起を四方につけたもので、総重量は500kg以上あります。これにワイヤーをつけて海底に沈め、船で引くのですが、深部まで耕耘することができ、かつ泥に埋没しないように工夫した非回転式のすぐれものです。一基約15万円で越前漁協で取り揃えております。かつて年間漁獲量が200t台まで落ち込み資源の枯渇が懸念されたアカガレイが、事業開始から10年ほどで1,200t台まで回復した事例をはじめ、他の魚介類も資源回復の傾向がみられるとの説明を受けました。漁業関係者も魚介類の年間水揚量が回復しつつあるのを実感しているとのことでした。

しかしながら、効果が表れるまでに10年くらいかかるとされ、なおかつ、係る経費の面で費用対効果の検証が難しいとされております。とはいえ、町は今回の視察報告を受け、漁業振興の可能性に繋がるものであれば検討してまいりたいと考えております。

そのためには、北部底曳網組合が、対象魚介類の種類、耕耘作業の時期、場所、耕耘方法などの計画案を示しながら、漁業関係者の十分な理解を得ることが前提だと考えております。場合によっては県水産漁港課や県海上保安部など関係機関との協議、調整も必要になるかもしれません。その上で、秋田県漁業協同組合を通じて、具体的な計画を示して秋田県へ要望が出されれば、町としても連携・協力して要望してまいりたいと考えております。

次に、「交通弱者・身体障害者の足の確保」についてであります。

はじめに、「交通空白地域の埴・大信田地区を対象とした有償移送サービスの実施計画はその後どうなっているのか。」についてであります。嶋津議員から類似したご質問があり、お答えいたしました。町では、平成23年度に交通空白地域である大信田、埴、仲村、横内自治会の代表や社会福祉協議会をメンバーに、有償ボランティアが支える地域交通検討会を立ち上げ、過疎地有償運送に関するアンケート調査や先進地視察を行うと共に、過疎地有償運送導入の是非について検討いたしました。アンケート結果に

については、昨日説明したとおり、移動手段のない世帯が10世帯で、そのうち外出時に困っていると回答した世帯は4世帯6人でありましたが、移動手段のあるなしに関わらず、半数近くの世帯が、将来的には何らかの対策が必要であると回答しており、今後、益々進む高齢化社会への不安の表れであると感じております。

検討会では、交通空白地域対策として、最寄りの駅やバス停までの運行を実施しても、能代市への移送サービスを望む住民要望とはかけ離れており、ほとんど利用されないことが予想される。対象を全町に広げた場合、既存公共交通事業者等が参加する「地域公共交通会議」で計画承認がなされないなどの課題を挙げ、今後の対策としては、「地域内の助け合いを助長する」「町外出支援（市町村福祉輸送）の対象者や利用条件緩和を検討する」など挙げておりましたが、課題も多く、社会福祉協議会においては過疎地有償運送計画案の作成を行いました。実施までには至っておりません。

「八峰町社会福祉協議会・JA秋田やまもとに委託している外出支援サービスの利用者の規制緩和、車両を増やすなど、必要とされるサービス提供を考える時期では。」についてであります。現在、八峰町外出支援サービス事業実施要綱に基づき、八峰町社会福祉協議会と秋田やまもと農業協同組合に業務委託する形で、移送サービス事業を実施しておりますが、対象者は「介護保険制度で介護認定されている者で、要介護1以上で、下肢に障害がある者」「体幹、下肢及び視覚の障害を事由として身体障害者程度等級が2級以上の者」「人工透析等町長が特に認めた者」としており、サービス内容は「医療機関等への通院及び入退院」「福祉制度の利用、申請のための医療機関及び公的機関に赴く場合」に限定しております。本年8月に開催された八峰町公共交通会議において、これらの条件で、今後3年間事業を延長することが承認され、9月30日付けで秋田陸運支局から更新の許可を受けております。移送サービス事業の対象者やサービス内容を拡大して実施するには、秋田運輸支局の許可が必要であり、福祉有償運送については、道路運送法施行規則第49条第1項第3号で「特定非営利活動法人等が乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他公共交通機関を利用することが困難な者であって旅客の名簿に記載されている者及びその付添人の輸送」と規定されていることから、利用者の規制緩和等は、現状では大変厳しいものと認識しております。

しかし、本町の場合、今後益々高齢化の進行が予想されておりますし、タクシー会社の休業など公共交通の弱体化も懸念されております。

このことから、これまで同様に、生活バス路線等維持費補助事業やバス乗車券類購入補助事業を実施し、既存のバス路線の維持に努める一方、公共交通空白地域の足の確保対策として、空白地域から能代市までの過疎地有償運送の来年度の試験運行ができないか、八峰町社会福祉協議会や関係機関・団体と協議してまいりたいと考えております。

「二ツ井観光タクシーも撤退し、緊急時・急用時の足の確保が不安な現状がある。町の対策・考えは。」についてであります。嶋津議員にもお答えしたとおり、去る10月31日付けで、二ツ井観光タクシー八森営業所が休業となりました。これにより、町民生活などに少なからず影響が出たものと考えております。会社側からは、「景気の低迷等により利用者が減少し、経営が厳しくなった上に、運転手の確保が困難になったことで休業を決断した」とする説明を受けており、「全てとは言えないが、要望があれば能代営業所の車を回送するのでご利用いただきたい。」とのことであります。

タクシーは自家用車等を持たない、いわゆる交通弱者にとっては貴重な交通手段の一つでありますので、営業所再開の可能性はあるのか、あるとすれば町としてどのような支援が必要なのかなど、タクシー会社と前向きに協議してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 11番議員、再質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 海底耕耘に関しては、やはり例えば町長の答弁にもあったように、今まで養殖事業や放流事業、町のご支援をたぐいで様々行ってまいりましたが、やはり道半ばにしてとん挫している現状であります。

そうした中で今提案した海底耕耘も1年、2年では成果の出る事業ではありません。本当に辛抱強くやらなければ成果は見えてこないと思います。一番大事なものは漁業者の当事者側のやる気だと思っております。その成果も見えない事業を根気よく続けることができるか、漁業者の気持ちを一つにして継続できるか、それが一番大事なところだと思います。今、漁業者側もスケジュールを立てております。どういう段取りで、もちろん越前漁協を参考にしながらどういう段取りでスケジュールを立てればいいのかまずそれを町に提案してほしいということをお話しておりますので、どうかこれからもこの事業化に向けた町の支援をね。もちろん町単独では無理だと思うので、国や県に働き掛けながら、これを現実のものにするために、せつかく町のご厚意で越前漁協まで視察に行っただからです、是非その辺もう一度漁業者側が一本化になったということをお前提に、もう一度力強い町長の答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今議員がおっしゃったように、これまで様々養殖事業も手掛けてまいりました。ヒラメの養殖もやりましたけれども、条件的にこの海域の海上での養殖というのはなかなか困難な地域であるということで、放流事業等に力を入れてきたところでもありますけれども、今回この事業の研修視察も行われて、実際先進的にやっている事例も参考にはしてまいったわけでもありますけれども、一番大事なのは、まず漁業者同士の構えがおっしゃるとおりしっかりしないとまらないんじゃないかなと。それを基にしながら、漁業協同組合としてまとまった考え方を作成、作り上げながら。そして、この事業をやる場合は先ほども、仮に国の補助事業を使うにしても国が半分、それから県が25%、町20%、受益者5%という状況ですから、県がそれに乗ってこられないとなかなか事業化できないという状況になります。

それから、今は漁協自体も秋田県漁協ということで一本になっているわけですので、場合によったらやはり八峰町海域だけじゃなくて、男鹿の海域であるとか、あるいは南部の海域であるとか、そういう所での要望も出る可能性もあるわけでもありますので、そういう意味では、まず段階を経ながら、とにかくこの地域での意思をしっかり固めながら挙げていくということが大事ではないかと思っています。もちろん、そういう動きが定まっていけば、町としても必要な行動は一緒にとって県の方に要望はしていきたいなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） ありがとうございます。

今町長の答弁にもあったように、秋田県漁協全体として捉えられるような、八峰町がやって成功したからうちもやろうではなく、八峰町の漁業が先進地事例になるように、できれば全体的な取り組みにもっていきたいと思っておりますが、漁協との連携を深めて、秋田県全体に広がるような事業にしていけるよう、再度町長もう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先進地に見るように、これで効果が上がったという受け止め方がされておりますので、実際これで効果が上がるというのが期待できれば、我々としても一生懸命頑張って漁業者と共に実現するように取り組んでまいりたいなと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 次に、2問目の「交通弱者・身体障害者の足の確保」について、再質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） この質問は、今まで何度となく質問していることであります。何度となく質問をしていますが、答弁も何度となく同じような答弁をいただいております。そうした中でいつも町長は、公共交通がある、JRが路線バス等があるから対象にならないとかそのような話をしますが、能代市では向能代落合地区に10月1日から巡回バス運行しております。もちろんJRの路線区域であります。八峰町はJR路線バスが整備されているから、そういう乗合タクシーなり、過疎有償サービスが問題があると。そうではなくね、やはりそういう路線があるからないとかでなく、住民が求めているのは利便性、使い勝手なんです。能代は10分か5分歩けば病院とかスーパーに行けますよね。八峰町はそれができないから高齢者・交通弱者のために何か手立てはないかと訴えているのであります。能代市のような容易く行けるような所にそういうものがバンバン整備されていって、八峰町は遅れていく。その辺を何とかできないかと常に訴えているのであります。どうかこの熱意を酌んでいただきたい、町長。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

旧八森時代から何回も同じ質問をされて本当によくわかっているつもりでありますけれども、ただ能代市の場合ですね、やっぱりJRというよりもバス会社との関係、あれもバス会社に委託したような格好にしておりますので、ある意味では路線の拡大みたいな格好で今運用しているというのが、それと自治体で金を出しているという状況であります。

それから、現実には町の場合はバス路線に対していろんな助成措置も講じながら、バスそのものの利用を高めていくような方策をとっています。ただ、先ほど申し上げたように、空白地域がありますので、その部分については何とかしなきゃだめだということでこれまでもいろいろ検討してきましたけれども、来年度はいろいろ言われてきましたけれども、まずいろいろアイデアはありますけれどもそれを突破口にしていくということで、一つ試行的に空白地域の有償運送について実施をしてみたいなど、試行的にやってみたいなとこういうふうに思っておりますので、今までよりは一步前進と受け止めてい

ただいて、それをステップにしながら、またどういう方策がよりあるのかということを考えていきたいと思います。ただ、町の場合は、根本的に医者に行ったり。そういう困っている人については福祉輸送ということで今の外出支援サービスはやっておりますし、それはそれとして能代までの確保しているわけでありますから、これはしっかり今まで以上に維持をしながらやっていきたいと思います。ただ、おっしゃるとおりに拡大とか、そういうやっぱり根本になる法律があって拡大できないという状況なので、そこら辺はひとつ理解していただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） これも9月13日付けの新聞、外出支援サービスの「八峰町の通院の足520回利用」とか北羽新聞の報道があります。この中でも、地域にニーズが高く、通院手段として必要不可欠とあります。社協でもこういう利用者のニーズに応えるべく不可欠と言っているのです、昨日、町民福祉課長から町長の答弁にある事業実施要綱これもらってありますが、これを見る限り法律に縛られて何ともできない。これを今日傍聴に来ている見上さんも過去に質問したことがあります。それを法律がだめだとかでなく、やはり八峰町独自のこれからの高齢化社会に向けた、何か独自の利用者ニーズに応えた施策が必要だと思うんですよ。失礼なこと言うようですけど、町長ももう10年もすればもしかすれば免許を返納したりする場面が来ると思うんですよ。そうした時ね、通院に行く時どうするのか。町長は駅が近いかもしれませんが、電車で行っても能代に着いてから今度大変なわけですよ。そういう問題が今、直面しているわけですよ、高齢者の皆さんは。何かやっぱり手立てを考えるべきだと思います。例えば、それが路線バスを廃止して巡回バスでもいいですよ。バス事業、今回予算計上されている外出支援サービスの車の予算とか、それにスクールバス、その他諸々何千万円という予算になりますよ。それを何か上手く活用できないか。これは高齢化社会に直結した問題だと思うんですよ。何か策はないものですか、町長。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

極端な話、今されましてですね、じゃあバスなくした方がいいのかと、これが一般的な町民の考え方なのかというと、そこら辺は慎重に考えていかなきゃならないんじゃないかと。だから、現実あるバス路線なり、あるいはJRというこの公共交通機関をある前提に立って物事を組み立てていますので、これが一切ないという状態になりますと、

これは全くフリーハンドでそれはやることができるわけでありますので、そこまではなかなかできないので、今のいろんな手段を行使しながら弱い部分を補強しながらやっているということを理解していただければいいんじゃないかと思います。移送サービスについても、法を無視してという、法がある限りそれをまた守らないわけにはいかないというのが現実でありますから、そこら辺はあまりこう無茶な事を言わないで少し理解をしていただければと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 今朝、二ツ井観光タクシーの社長とも話をしました。もう廃業届も出しているのに、道路運送法により、再開するにも最低5台の車がなければタクシー会社、タクシー営業所は再開できないという話であります。もちろん何か相談があれば、町にはいくらでもそういう意味では寄与したいという話ではありましたが、タクシー会社はもう再開できない。そうした現状で、やはり町民は不便さを感じるわけですよ。外出支援サービスは基準が厳しくて、これ以上緩和できなくて利用者も限定される。これだと本当に限定されますよ。タクシーはない。もう少しやはり柔軟性を持って、困っている人、困窮している人のために何か手段を講じるべきだと思うんですよ。現実問題として、やはり高齢者は大変なわけですよ。90歳過ぎても80歳代でも運転している人がたくさんおります。やはり免許証を返せば、病院へ行くなり買い物をするなり、足の確保がないために無理無理運転しているんだと思うんですよ。当然そういう方の運転は、周りのドライバーにも迷惑を掛けることになりますしね、そういう人にも安心して、車がなくても何か交通手段を与えるべきだと思うんですよ。町長。もう一度お願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

高齢者で例えば外出、特に能代に行く場合、やっぱり病院に行く機会が一番これは困るわけで、この面はちゃんとこの移送サービスの中でやることができますので、それはそれとして。あとは健康な人は路線バスもありますから、それを乗る場合は半額助成をしながらやっているということでやっていますのでそれを使っていただければと。

ただ、今タクシーの件については、今議員がおっしゃられたことをうちの方でも確認はしておりませんので、この後タクシーの方ともいろいろ状況については確認をしながら相談をしていきたいなと思っていますけれども、いずれ取り得る中では一生懸命頑張っているけれども、ただ先ほど言ったまったく空白になっている所については、

これまでの検討から域を出なかったわけですが、来年度はこれを試行的にやってみて、それを基にしながらまたステップを踏んでいきたいというふうに考えていますので、どうかひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○11番（門脇直樹君） ありません。また時期をみて質問します。

○議長（芦崎達美君） これで11番議員の一般質問を終了します。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番議員須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 議席番号4番の須藤と申します。通告に従いまして、一般質問をいたします。

八峰町の防災対策についてお伺いをいたします。

八峰町はここ数年来、東日本大震災をはじめとする人命に関わるような土砂災害や川の氾濫という災害もなく、平穏に月日が過ぎているそんな感じがいたします。本当に良かったなあと思います。これからも災害のない安全な町であってほしいというふうに願うものであります。天災は忘れた頃にやってきます。テレビで、防災対策で一番大事な事は、天災が来ることを忘れないこと、それが最大の防災対策なんだという話を防災の専門家が話しておりました。頭の片隅に防災に対する意識があったならば、災害が起きた時、冷静に対応できるということだろうと思います。八峰町でも毎年地域を変えて防災訓練が行われております。また、自治会単独でも防災訓練を行っている自治会があります。私ども岩館第一自治会では今年2回ほど防災訓練を行いました。春に津波の訓練、そして秋には防災無線のラッパ棟の下に住民が集まって、津波が起きた時、そのラッパ棟の下にある機械を操作して「津波が来るぞ」と住民に知らせることができる、その機械の操作をみんなで勉強しました。総務課から休みにも関わらず2名の担当者が来ていただいて、そしてみんなでその操作の方法を伺いました。防災訓練をすることによって、住民が災害の危機に迅速に対応できるということと、もう一つは天災が来ることを忘れないというその2つの大きな役割があると、私は非常にこの防災訓練は大切なことだなあというふうに思っております。八峰町は毎年続けております。どうかこれからも防災訓練を毎年続けて、住民の防災に対する意識を高めていただきたいと思いますし、もう一つは行政連絡委員会議においても、各自治会に防災訓練の重要性をよく理解していただいて、そして毎年1回は行うように指導していただきたいと思いますというふうに思います。

9月の定例議会において、山本議員から防災に対する一般質問がありました。町長の答弁で土砂災害が起きた時、第1警戒、第2警戒、また警戒区域・特別警戒区域が八峰町にもたくさんあることを知りました。第1警戒では、雨の量によって避難指示を出す。また雨が何日も続くと、それが警戒勧告となる、避難勧告となるというようにいろんな説明を受けました。昨年10月の大島の土砂災害、今年8月の広島土砂災害、いずれも避難勧告が遅れて多くの人命が失われてしまいました。自治体や消防署の後からの会見を聞くと、勧告が遅れたと。そして最後には予想外の大雨が降ったと。避難勧告が遅れてしまったという反省の弁であります。予想外を予想するのが、私は自治体だというふうに思うわけであります。八峰町でもこれから新しい防災計画を立てるということを町長からお伺いいたしました。防災会議がこれから何回となく開かれることと思います。どうか雨が気象庁の方から大雨が予想された時に、もう特別警戒区域からは避難してもらおうと。雨が降ってからでは遅い。雨が降ってくれば濁流となり流木が押し寄せてきて、もう家から一步も出られないような状況になってしまう。やはり、もう雨が降ることを予想した時点で避難勧告を出す、避難をしてもらおう、そういうような体制でないと、人の命は守れないというふうに思うわけであります。どうか、これからその防災会議において草案を出すと思います。その草案の中でも、とにかく勧告を早く出す。もう雨が降ってからでは遅いというような厳しい体制を作っていただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

私がこの一般質問を通告した日に、北羽新報に能代山本の特別警戒地域を周知するというような報道が出ました。ああ、県ではその区域に周知していなかったんだなというふうにその時思いました。町としても、その地域に周知していたのか、いなかったのか、お伺いしたいというふうに思います。

八峰町には里山の濁流の危険区域に堰堤が築かれております。国道からも見えないわけではありますが、至る所に堰堤があります。それは地域を守ってくれるそういう意味において非常に大切な堰堤であります。しかし、その堰堤の上場まで長年の土砂が少しずつ流れてきて、もう上場に達している、中にはそれを超えているそういう所もあります。大きな雨上が降って土砂が流れてくる、その堰堤を踏み台にして更に激しく里に流れてくる。その場合が私あるのではないかと非常に警戒をしているわけであります。町としては、そういう堰堤の状況を把握しているのか。そして、それを把握して県にかさ上げやら、また前後に新しい堰堤を築くなり、そういう対策の要請をしているのか、お伺い

をしたいと思います。

数年前に北海道南西沖地震のあった奥尻島を視察する機会がありました。奥尻に着いて最初に案内されたのが漁協の真上に建った巨大な避難棟でありました。島民の半分がビアガーデンでもできそうな、そんな広い避難棟でありました。そして、海岸線には高さ14mの高さの、もう何と申しますか、海は町から全然見えないようなそんな防潮堤が長く築かれておりました。住宅地には6mの土盛りをした住宅地がありました。そして海岸線にはどうしても怖くて住めないという人には、丘の上に新興住宅が広がっておりました。23.3mの津波が来たその痕跡が残る崖の所にも案内されました。急傾斜地が崩れて、下の旅館が土砂に埋まり34名の犠牲者が出た、その法面の新しく工事した、その整備された所も見てまいりました。議長からその南西沖地震の話聞くことができました。1993年7月の12日、夜の10時17分、南西沖34km、マグニチュード7.8の地震が発生しました。議長が住んでいる所は、津波の到達が一番早かった三崎地区に住んでおりました。地震が発生して大きな揺れに、10年前の日本海中部地震を思い出したそうであります。あの時と比較にならないぐらいの地震が来たと。日本海中部地震でも床下まで海水が流れてきた。これは大変だ、津波が来るとそう直感したそうであります。そして、足の悪い父親をおんぶして、奥さんがおふくろさんと子ども2人の手を引いて丘の上に駆け上がったそうです。到達が9分でした。車で逃げた人、海を見に行った人、全て亡くなったそうであります。ワンボックスカーに7人の家族が亡くなって見つかったということも話しておりました。車で逃げた人は全滅です。青苗地区は大火災に見舞われ、もちろん津波にもやられました。青苗地区の津波の到達が11分。9分と11分、非常に早い津波が押し寄せてきた。逃げる暇がない。私も日本海中部地震があったから助かったと。それを思い出したから助かったというような話をしておりました。その日本海に起きた地震の津波は短時間で丘に上陸するということを考えた時、八森にある特養老人ホーム海光苑、あの位置にあります。松波苑、林で海は見えませんが低い所にあります。これをこのまま放っておいて、身体の不自由な老人がいっぱいいる、それをこのまま放置していいのか。何らかの対策をしないと大変なことになってしまう。秋田沖地震のマグニチュードも7.8と、まったく北海道南西沖地震と同じ規模と予想されております。そういうことを考えた時、やはり海光苑・松波苑、あの周辺の対策はこれから急がなければならないというふうに思うわけであります。まあ、いろんな対策があると思います。施設を移転する、防潮堤を築く、避難棟を建てる。また、今は命の山と称して盛土を作っ

て山を作り、そしてそこに逃げ込むというような命の山と称される、そういうものを作って避難準備をしている、そういう所もあると聞きます。八峰町も海岸に砂が堆積しております。その砂をすくって大きな山を作るということも考えられるのではないかと思います。私は、今日はこういうこの対策をなさいということは求めません。しかし、もうそろそろあの周辺の防災に対する対策はしっかりと考えて、そしてそれを対策を打たないと、私は大きな津波がやってきた時には大変なことになるな、というふうに心配している一人であります。

もう少し話を進めさせていただきますと、東日本大震災で岩手県の普代村があります。海に面した町で一人の犠牲者しか出なかった村があります。それは元の和村村長という人が自分が24歳の役場職員の際に三陸大地震が来た。普代村の住民が百数十名亡くなった。俺が町長になって、この村を守るために巨大な水門を造るとそう誓ったそうです。そしてやがてその和村さんが村長になって、45億という大変なお金を使って村を海から守る大きな巨大な水門を造ったようであります。その水門が県に何回となくかけ合って、国にかけ合って、そして15mの計画が出た。15mでは足りない。三陸沖地震では15mの津波が来た。15.5にしてほしいと、これもまたかけ合って15.5mの水門を造りました。そして今回の東日本大震災では、この村の住宅、そして人命全て守られたようであります。もちろん漁協や船舶や船小屋はみんな流されました。一人の人も水門の外にいて流されて亡くなりましたが、ほとんどの村民が助かったわけであります。和村村長は亡くなっておりました。そういう想定外を想定したそういう施策が村民の命を救ったと。その防潮堤が築かれた時に、土建屋に工事をさせるためにこんなものを造っていると非難されたそうです。それでも信念のもとに、またいつかは巨大な地震が来るというその信念のもとに防潮堤を築いたのだという話を聞きました。やはり住民の命を守るために、そこまで想定外を想定して、そして住民の命を守る、そういう施策をしてほしいというふうに思うわけであります。町長、海光苑・松波苑、あの周辺をどうしますか。終わります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 須藤議員の久々の長い質問をゆっくり聞かせていただきありがとうございました。それではご質問にお答えしたいと思います。

まずは、一点目の「大雨時の警戒マニュアルの基準見直し」についてであります。

大島町や広島市での豪雨災害では甚大な被害が発生し、避難勧告などの遅れが指摘されております。最近では異常気象が当たり前のような状況が多く、中でも豪雨については、局地的に短時間に大量の雨が降る傾向にあり、また、突然、一気に大雨が降る予測が不可能に近い「ゲリラ豪雨」と呼ばれるような降り方をする場合もあります。一方では、気象情報の精度も上がり、「いつ、どこで、どの位」の豪雨になるか、だいぶ正確な情報が得られるようになりましたが、予報を遙かに超える豪雨も現実起きており、甚大な被害が発生しているのも事実であります。

当町でも、8月の5日から6日にかけて豪雨となり、岩館にある気象庁の八森観測所（アメダス）で、5日午後4時から6日午後4時までの24時間降水量が172ミリを記録しており、6日午前6時までの1時間あたり最大降水量が35ミリとなりました。同じ町内でも場所によって雨量に相当の違いが出ており、この時は、八森地区に集中して降ったものであります。

当町の避難勧告や避難指示を発表する雨量の基準についてですが、町の地域防災計画の中に、急傾斜地崩壊危険地域や地すべり危険区域などに対する災害警戒基準が定められております。第1警戒と第2警戒があり、この基準は標準的な基準にのっとり、県の指導も受けながら定めたものであり、全国でもこの基準に沿った形で定めている自治体が多くあります。「この基準をもっと厳しいものにしたらどうか」というご意見でございますが、この基準内容はそれほど緩い基準ではありませんが、少し分かりづらい面もありますので、現在、町の地域防災計画を見直す中でありますので、もう少し分かり易く判断し易い基準に変更したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目の「警戒区域、特別警戒区域内にある地域には指定になっていることを周知しているのか。」というご質問であります。土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定は、土砂災害防止法の規定に基づき県が指定することとなっております。

当町の場合、峰浜地区から立石地区までの間の該当する危険箇所が、平成26年3月28日に指定され、警戒区域が17箇所、特別警戒区域が20箇所となっております。指定する手順として、危険箇所の調査を行い、指定する地域の住民に対する説明会を行ってから指定しておりますので、該当する地域の方々は既に指定については承知しているものであります。今後、残っている立石以北の危険箇所についても調査をし、住民説明会を実施してから警戒区域等の指定を行うこととなります。また、県では、当該指定区域など

に看板を設置して周知する予定となっております。町としては、町内全域の指定が終わってから、土砂災害危険箇所を示すハザードマップを作成し、また、ホームページなどでも周知するように努めてまいりたいと考えております。

3点目の「里山に県による堰堤が築かれておりますが、場所によっては堰堤の上まで土砂が堆積しているが、県にかさ上げの要請をしたことがあるのか。」というご質問でございますが、八峰町には、砂防法に基づき整備された砂防堰堤が、県営事業で設置されております。砂防堰堤の目的は、土石流の停止、流出土砂量の調整、地すべりに対して堆積土砂による押さえ盛り土としての効果を期待するもの、河床の縦浸食の防止などですが、主目的は、堤体の上流側に砂礫を堆積させ、それにより河川勾配を緩やかにさせ、その河川の浸食力を小さくすることです。堰堤内に土砂が貯まり満砂状態になった場合でも、土石流発生時は河床勾配が緩やかになるため、貯砂量の10%から50%程度の土砂を貯めることができるとなっております。町では、今までかさ上げや土砂等の浚渫の要望を行ったことはありませんが、県に伺ったところ「設置の時点で予想される流出土砂量の50%程度の堆積量で堰堤の規模を整備する場合がありますので、閉塞堰堤がある場合は要望していただければ調査を検討する」と回答を受けておりますので、ご質問の箇所を含め、そのような堰堤については、県に要望してまいりたいと考えております。

4点目の「大地震の際の津波対策」であります。八森地区には標高の低い所が多く、対策も非常に難しい面があります。特に、ご質問にあります特別養護老人ホーム海光苑については、県が想定した最大の津波が発生した場合、大きな被害が予想されます。海光苑の場所は、標高が低いため、例えば、2階を増築したとしても避難場所としては適当でないで、今の状況ではいち早く避難することが人命を守る一番の対策になると思っております。特別養護老人ホームという性格から、寝たきりの人や車椅子を使用している人など介助が必要な人が多く、避難する場合も時間を要することになります。

海光苑では、大津波が発生した場合、施設職員が入所者を車に乗せ、近場の高台である白瀑神社上の道路か、本館への避難を考えているとのことでもあります。海光苑では、年2回火災を想定した避難訓練は実施しているものの、津波を想定した避難訓練は実施していないということです。寝たきりの人や車椅子の利用者が多いということで、訓練中のケガの心配もあるなど、高台までの避難訓練はかなり難しい面もあるようですが、宮城県の介護施設では、訓練のおかげで利用者と職員全員が無事であったという事例もありますので、津波避難訓練の実施をしていただくようにしたいと思っております。ま

た、町としても海光苑に支援できることがあれば、相談しながら、共に対策を考えていきたいと思っております。

なお、県では、数十年から百数十年に一度発生すると想定される「発生頻度の高い津波」も想定しており、これによると、当町の現在の堤防高は、想定される津波高より高いので堤防のかさ上げは必要でないと言われておりますが、いずれにしても、津波が発生した場合は、すぐに避難することが一番の対策と考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 4番議員再質問ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） このあと防災会議が開かれて、新しい防災計画が決まるでしょうが、とにかく避難勧告を早く出す。先ほど町長が言ったように、今は天気予報のテレビの画面に映る様子が赤・黄色・青。そして赤色が迫ってくると、その予想によっては、1時間に100ミリの雨が降るというのも、もう日本全国ざらであります。1時間35ミリの雨で岩館の国道の土砂災害がありました。もうこの八峰町でもそういう雨が降ると、降らないとも限らないわけでありまして、どうかそういう予報が出た時には、雨が降る前に避難をするというような防災計画にしてほしいというふうに思います。

津波のことです。町長、まいったな。海光苑の人がですよ、介護士に車椅子で押されて、白瀑神社の上まで逃げる時間がある、流されますよ。50人、ケアハウスも含めて60人、介護士が何人いるか分かりません。入所している人を助けようとして職員も犠牲になってしまいます。誰考えても、日本海中部地震は日本海に起きた地震は、到達が早いんです。すぐ傍に逃げないと人命が失われるんです。それを今、答弁の中で簡単に、白瀑の丘まで逃げる、がっかりしました。どうして逃げれますか。常識で考えても入所者を救うことはできませんよ。大きな車でばっと逃げるんだったら分かりますよ。どういうふうにして避難訓練するんですか。もちろんこれから避難訓練をやるということですが、どんな避難訓練をやるのか、どういうマニュアルで避難するのか。松波苑もそうですよ。ちょっと避難するには、高台に避難するには、遠いから私が今、何らかの対策を打たないと大変なことになりますよと、そういう質問をしたんです。ご答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたように、海光苑でも松波苑でも、津波に備えた訓練は今まで一切やっていなかったというのが実際でありますので、施設などまず、まず第一に津波に対する対策について話をしたいと思っております。実際そうは言っても宮城県の事例もありますけれども、施設で度重なる訓練をすることによって、やっぱりスムーズに逃げたという事例もあるわけでありまして、それだけでは済まない。それに代わる施設とかそういうハード面の整備が必要となれば、それはそれとしてこれから考えていかなきゃならないと思います。いずれ現在そういう津波に対する備えといえますか、そういう対策について持ち合わせていないようでありまして、我々も一緒になって考えながら、まずそこから始めて行きたいなと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに。4番須藤正人君

○4番（須藤正人君） いや、宮城県の場合は、高台がすぐ傍にあったために助かったんですね。条件が違うんですよ。だから海光苑・松波苑、高台が遠くにある、非難訓練をやるにもやり様がないくらい高台が遠くなっている。時間がかかる、津波が早く到達する、だからどうするかと私は聞いているです。避難訓練をやるのはいいですよ。危機意識を持つのはいいんです。でもね、避難訓練をやるにはその高台があまりにも遠すぎる。だからどうするのかという話なんです。ただ、今こういう対策をやるということを私は求めません、さっき言ったように。でも、早急にやはりこの部分の解決をしないと、入所者がゆっくり老後を暮らせないということになってしまうのではないかなと。いずれ町長も、私も海光苑や松波苑に入るかもしれません。対策を立てておかないと大変なことになります。もう一度お伺いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。いろいろご指摘を受けておりますので、それをもとにしながら、ひとつ話合いをしていきたいと思っておりますけれども、いずれ近くにすぐ子ども園もありましたけれども、今統合になりましたけれどもね。子ども園の時も避難訓練はやりました。そうしますと、時間的には5分くらいの間で移動できるという状況もありますので、それはやっぱり積み重なった訓練の中でできるのであって、やっぱりそういうものを全然やられていない中で、いざといってもですね、なかなかできない要素もありますので、そういったものも踏まえてやっていかなきゃならないので、いろんな角度から少し検討してみたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかにありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 子ども園も避難訓練をやっていると。子ども園はちょっと高台にあります。あそこまでだったら、まあ大丈夫だと。

○町長（加藤和夫君） 旧八森ですね。

○4番（須藤正人君） 旧八森ですね。子どもは元気ですから、バスでも何でも車でも乗れる。でも、入所者はもう身体が不自由で、1人の介護士が1人を面倒見るのが大変で、それでも大変だと思うんですね。だから、あの人数が入所していて、それを全部避難させるそのためにはどうしたらいいかということなんです。いずれ私は早急に対策を立てる必要があるというふうに思います。どうでしょうか。さっき町長がこれからそういう対策を検討したいと、これからまた一般質問で検討しているのかと。検討していないか検討しているかと、また聞きますから早急にやってください。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。

○4番（須藤正人君） いいです。

○議長（芦崎達美君） これで4番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時20分より再開いたします。

午前11時13分 休 憩

.....  
午前11時20分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番、水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 通告に従って、一般質問を行います。

1つ目ですが、町道大沢大信田線の大沢入り口の丁字路の拡幅についてですが、大沢大信田線の大沢入り口は、丁字路が見通しが悪く危険性が高い。大沢自治会では、平成20年度から町に丁字路の拡幅を要望していたが、平成21年度に「県道の歩道拡幅化工事が終了した後の状況を確認した上での検討する」という回答があり、平成22年度の歩道拡幅の工事が終了したが、確かに以前よりはよくなったが、今も住民から事故になりそうになったという声もあり、最近では林道工事や山林の収穫間伐が行われているので大型車が多く、今後林業事業が増えるので大型車両が多くなると予想される。また、平成28年度からはスクールバスが運行されるので、今後拡幅工事を行い、危険性をなくなるよう拡幅の考えはないのか。

2つ目ですが、埴・大信田線のバイパスについてですが、近年全国で災害が多く、災

害によって集落が孤立し、高齢者が亡くなったという悲しい報道があり、去年は大雨で今年も1月18日に埴集落で火災があり、一時的に大信田集落が孤立し、幸いにも大信田集落において病人もなく救急車の要請もなかったが、集落には一人暮らし世帯が5世帯、災害時要支援世帯が4世帯、今後生命に緊急を要する時、一時的に孤立し救急車も行けないこともあり得るので、是非バイパスは必要と考えます。また、交通便が悪いとますます過疎化が進み、若い人は町外に住むと考えられます。3月議会の一般質問の答弁の中で、今後バイパス整備計画については、国の道路交付金後期5か年事業が平成26年度から始まるので、この計画に位置づけて実施に向けて登記等の再確認をしていくと、再調査をしていくと答弁していましたが、いづれ進んでいるのでしょうか。

それから、大信田から埴に入る前で大槻野に繋ぐ考えに、目処がつけば次の事業計画の中で進めたいとも答弁していたが、どちらを考えているのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 水木壽保議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「大沢大信田線入り口の丁字路拡幅整備について」であります。

丁字路の見通しは、県道振替前に県で施工した県道拡幅改良事業により、幾分か解消されたものと思われませんが、交差点の両側の角度が直角であることや畑谷方向のブロック塀が障害となっていることから、まだ改良が必要だと思っております。今後は、交差点改良事業として国の認可が受けられるかどうか、県と協議をしてまいりたいと思っております。

しかし、認可を受けましても国の予算配分が厳しくなっておりまして、平成26年度は要求額の3割りカットになっております。更に、この配分で橋梁長寿命化修繕計画に基づいて実施している橋梁修繕事業に多くの費用がかかっておりますので、道路橋梁等の事業計画の推進状況を見極めながら、実施年度を検討していく必要があります。また、仮に事業に取り組むことになっても、一番大切なのは用地等の協力が得られることですので、地域の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、「大沢大信田線のバイパスについて」お答えをします。

議員のお話のとおり、3月定例議会でお答えしておりますが、少しばかり経過を含めて申し上げたいと思っております。

このバイパスについては、当初、埴橋から埴・大信田間の道路へ繋ぐルートで平成21年度に国の認可を受けておりましたが、着手しようと用地を調査したところ、相続の関係で所有権移転登記が不可能なことが判明し、断念せざるを得ませんでした。そのあとの代替案として、大槻野線と埴・大信田間を繋ぐルートを模索しておりますが、予定ルートにあたる用地は、地籍調査においても筆界未定地域となっているため、それを整理して用地を取得することができるか検討中ではありますが、用地取得までに相当時間を要するものと思っております。また、そのルートの確定が見通せない場合は、更に別ルートも検討しなければならないものと思っております。要望が大きい箇所でもありますので、種々努力しながら、路線が固まれば道路交付金事業のバイパス整備事業として計画に入れていただくよう、県と協議してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 3番議員、再質問ありませんか。

○3番（水木壽保君） 1つ目の大沢入り口の丁字路についてですけれども、今は老人も多く危ないので何とか早めにしてもらいたいと思います。それから地権者の了承はもう得られているので、もう何としても早めにやってもらいたい。これからまずスクールバスとか頻繁に走るわけで、子どもたちも何としても危険を回避するよう町の方をお願いしたいと思っております。

それから、あそこは丁字路は坂道の途中なので、ものすごく冬も危なくて、その対策とかをちょっと考えてもらいたいと思いますので、町長はどんなふうに考えているのか、お知らせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

以前にも大沢地内の道路が狭くて、しかも見通しも悪いのでという要望がございまして、いろいろ折衝した経緯がありますけれども、その当時は地権者の方もなかなか協力していただけないということで事業ができなかった経緯もございまして、今議員がおっしゃるとおり地域事情もだいぶ変わりました、地権者の方も協力いただけるということであれば、我々も直接交渉をしながら、是非早めに実現できるような方向で頑張ってもらいたいなと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 今のことなんですけれども、計画というか、その図面というか、土地の所有者がどのくらい、早めに分かれば進めやすくなるので、早めにお知らせ願えればと思います。

○議長（芦崎達美君） 今の答弁求めますか。

○3番（水木壽保君） はい。

○議長（芦崎達美君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

前に自治会等からも要望出された経緯もありますので、いろいろ自治会の皆さん方からもご意見をいただきながら、そして町とどういふふうな方法で改良した方が最善なのか検討してみたいと思いますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○3番（水木壽保君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 次に、2問目の塙・大信田線のバイパスについて、再質問ありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 塙・大信田のバイパスの件なんですけれども、今は国調とかって整備になっている所が多いという感覚で私は捉えているんですけれども、今後ますます世代が変わっていくので、段々やりづらくというか難しくなると思うのですが、何とかその辺をできる方法を考えてもらえればと思っているんですが、町長はどのように考えていますか

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、いずれ最初の時点では塙を通らないで大信田の方に抜けるバイパスを考えましたけれども、先ほど申し上げたように、どうしても土地の関係で所有権登記できないような地域がございます。それから、今新しく大信田から塙の手前で大槻野線に上がるようなルートは今考えているんですけれども、そこまた地籍調査で筆界未定の場所でありまして、これもまたなかなか大変な状況ということで、いずれもこの地域も用地関係が絡んで、なかなか解明できない状況であるというのが一番ネックになっているんです。我々も先ほど申し上げたように、そういう所をかからなくてやるルートもこれから考えなきゃいけないとは思っていますけれども、いずれ、仮にそういう地域で時間がかかれば何とか見通しつくるのであれば、それを解決しながら進め

たいと思っていますけれども、最終的にどういう形にしろ大信田から塙の間、一時かさ上げをしましたがけれども道路が水没して孤立したという事態もありましたので、その解消に向けて最大限の努力をしながら、できるだけ早期に完成するように頑張ってもらいたいと思いますので宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） まず、大信田世帯は災害で2回も孤立しているわけです。よくニュースでも取り上げて、今回も四国で孤立して老人が亡くなったということで、なるべく孤立するのはいつ孤立するか、晩になるか昼になるか分からないので、もう孤立してしまえば救急車も入れない。夜だとへりも行けないということで、早急に町の方としても早急に頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。

○3番（水木壽保君） いいです。

○議長（芦崎達美君） これで3番議員の一般質問を終了します。

日程第3、請願第1号、米の需給安定対策に関する請願書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については、9月17日に委員会付託となっていましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の結果と経緯について報告を求めます。山本教育産業建設常任委員会委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（山本優人君） 教育産業建設常任委員長の山本です。ご報告いたします。

この12月議会定例会本会議において、教育産業建設常任委員会に付託された、秋田やまもと農業協同組合及び秋田やまもと農協農政対策本部から提出されていた、請願第1号、米の需給安定対策に関する請願書の審査の経緯と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、将来にわたって安定的な稲作経営が展望できるよう、政府に対しての強力な働きかけが必要であるとのことから、本委員会に付託されたものであります。本請願に関し、今定例会初日終了後の12月17日に委員全員出席のもとに委員会を開催し慎重に審査いたしました。

我が国の今年の作柄見込みが発表され、これまでの平成25年産古米の持ち越しや、本年は良好な作柄となったことから、需給緩和が懸念され、米価の低下が現実のものとなっ

ております。このような状況下においては、本県農業及び稲作農家の経営、ひいては地域経済に大きな影響が危惧されることから、本請願については全会一致で採択とすべきものと決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの教育産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「「質疑なし」の声あり）」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、請願第1号を採決します。お諮りします。本案について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第4、発議第13号、米の需給安定対策に関する意見書についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君）

発議第13号

平成26年12月19日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	山本優人
賛成者	同上	水木壽保
〃	〃	鈴木一彦
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	須藤正人
〃	〃	門脇直樹

米の需給安定対策に関する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由でございます。

本県農業及び稲作農家の経営、ひいては地域経済に大きな影響が危惧されることから、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長（芦崎達美君） 内容については、朗読を省略します。

質疑を省略し討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発議第13号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、請願第2号、農協改革に関する請願書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については、9月17日委員会付託となっていましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の結果と経緯について報告を求めます。山本教育産業建設常任委員会委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（山本優人君） ご報告いたします。

この12月議会定例会本会議において、教育産業建設常任委員会に付託された、秋田やまもと農業協同組合及び秋田やまもと農協農政対策本部から提出されていた、請願第2号、農協改革に関する請願書の審査の経緯と結果についてご報告します。

本請願につきましては、地域への振興や農業の多面的機能の発揮など、農協法の目的に位置づけ、組合員自らが事業を利用することを目的とし、協同組合の基本的性格を維持することの必要性があることから、本委員会に付託されたものであります。本請願に関し、今定例会初日終了後の12月17日に委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての機構は地域に必要であり、農業者の協同組織の発展を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的、社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とした農協法に基づき、JAグループは自主自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基

づく自己改革に取り組むことの期待をし、それを重視することを願い、本請願については全会一致で採択すべきものと決定しましたので、その結果を報告いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの教育産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、請願第2号を採決します。お諮りします。本案について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

日程第6、発議第14号、農協改革に関する意見書についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君）

発議第14号

平成26年12月19日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	山本優人
賛成者	同上	水木壽保
〃	〃	鈴木一彦
〃	〃	笠原吉範
〃	〃	須藤正人
〃	〃	門脇直樹

農協改革に関する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由。

農業者の協同組織の発達を促進することにより、「食と農を基軸として地域に根ざし

た協同組合」としての機構は地域に必要であり、組合員の意思に基づく農協改革が期待されることから、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長（芦崎達美君） 内容については、朗読を省略します。

質疑を省略し討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発議第14号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第7、陳情第11号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については、9月17日に委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の結果と経緯について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

この12月議会定例会本会議において、総務民生常任委員会に付託されたB型肝炎被害対策東北弁護団をはじめとする宮城県肝臓病交友会、薬害肝炎訴訟東北弁護団の連名で提出されていた、陳情第11号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情の審査の経緯と結果についてご報告します。

本陳情につきましては、ウイルス性肝硬変、肝がんにかかる医療費助成制度の創設することへの検討が必要であるとのことから、本委員会に付託されたものであります。本陳情に関し、さっそくに本定例会初日終了後の12月17日に委員全員出席の委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、我が国において350万人以上とされる多くの方々がこの病気のために苦しんでいることは周知のとおりであります。これまでの諸々の法律でも国の法的責任は明確になっていることであり、医療費助成を含む生活支援の実現は正に喫緊の課題であるこ

とから、本陳情については全会一致で採択すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの総務民生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、陳情第11号を採決します。お諮りします。本案について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は採択することに決定いたしました。

日程第8、発議第15号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君）

発議第15号

平成26年12月19日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地 薫
賛成者	同上	皆川 鉄也
〃	〃	腰山 良悦
〃	〃	柴田 正高
〃	〃	嶋津 宣美

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提案の理由。

ウイルス性肝炎患者に係る医療費助成制度の創設をすることへの検討が必要であることから、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては別紙のとおりでございます。

○議長（芦崎達美君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第15号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程9第、陳情第16号、専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についての陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については、9月17日に委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の結果と経緯について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

この12月議会定例会本会議において、総務民生常任委員会に付託された日本労働組合総連合会、連合秋田、連合秋田能代地域協議会の連名で提出されていた、陳情第16号、専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についての陳情書の審査の経緯と結果についてご報告いたします。

本陳情につきましては、年金積立金が専ら被保険者のために長期的な観点から、安全かつ確実な運用を堅持すること、国民の財産である年金積立額を棄損しないこと、確実なガバナンス体制を構築することへの検証が必要であるとのことから、本委員会に付託されたものであります。本陳情に関し、さっそくに本定例会初日終了後の12月17日に委員全員出席の委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、グリーンピア事業に見られる公的年金利率問題や、年金記録のずさんな管理が指摘されたことは記憶に新しいことであり、国民の年金制度に対する不信感は根強

いものがあると思われる中で、公的、準公的資金の運用等のあり方については、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、意思反映できる体制の構築などは必要であるとの考えから、本陳情については全会一致で採択すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの総務民生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） これより討論を行います。討論ありませんか。10番、山本優人君。

○10番（山本優人君） 私、この陳情に対して反対の立場で参加します。

私18歳で就職してからコツコツ働いて、60歳になれば年金もらえるというふうに教えられて今までできましたけれども、途中から60歳の年金の支払いが63歳になり、今はもう65歳からでないともらえない。そしてまた、最近は70歳まで上げようというふうな話まである。なぜこういうふうになっているのかということでもありますけれども、人口の比例が逆ピラミッドになって受給者が多く、それを掛ける人が少なくなっている。今の年金の水準、私もびっくりしているんですが、多い人では20万円以上もらっている人がざらにいる。一方、働いている今20代の手取りで十二、三万円その人方がこの年金を掛けて高齢者の今、受給者の負担をしているわけです。こういうふうに年金財源が少なくなっているにもかかわらず、この国がこの年金の財源をどうやって生み出すかということに頭を悩めてきたわけですが、アベノミクスがこの政策をどういうふうに後押ししているかということですが、国が金を増刷して国債を発行して、それを日銀に全部買い取ってもらっているわけです。今までは民間の企業が日銀から国債を買ってそれを消化していたわけですが、今度は国債を民間に流れない分、国内の会社同士が互いに株を買って、それが株の高止まりになっているわけです。そういうふうに公的な循環がなくなって、株がせっかく高くなっている。株の運用によって最近は大いぶ利益が出て、それが株式投資の仕組みでありますけれども、それをそういうふうに大きい利益をとれるチャンスがありながら、今この年金の運用をまた国債に委ねると。国債だけにその運用をするんだということであれば、低利率だわけですね。そういうふうなことであれば、年金財源がもう確保していかなければならない時に、これを逆な考えになってしまわないか。やっぱりこれから年金を安定的に運用していくためには、安定的に運用し、しかも増やして今までの年金者に対して十分応えるためには、確

実年金をどんどん増やしていくためにも、株式投資の方向で運用していかなければ、この先の年金の運用が図られないのではないかというふうに思うわけです。よって、今回のこの陳情に対して反対します。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

年金積立金をご案内のように厚生年金法の適用によって、これに基づきながら被保険者の利益のために長期的な観点から堅実な運用を堅持すべきものであり、日本経済を考へての積立金ではないだろうという具合に思うところであります。したがって、法に基づいて安全に運用がなされるということも本案については的を得たものであるというふうに思いますので、賛成をいたします。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより、陳情第16号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって、陳情第16号は採択されました。

お諮りします。本案について、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第16号は採択することに決定いたしました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時02分 休 憩

.....  
午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第10、発議第16号、専ら非保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君）

平成26年12月19日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地	薫
賛成者	同上	皆川	鉄也
〃	〃	腰山	良悦
〃	〃	柴田	正高
〃	〃	嶋津	宣美

専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ  
確実な運用に関する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提案の理由。

年金積立金が専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ確実な運用を堅持することなどの検証が必要であることから、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては別紙のとおりでございます。

○議長（芦崎達美君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 年金財源を増やして安定的な年金を支給することが年金の目的であるはずなのにですね、それを運用を国債だけに頼ってしまったのではより大きい年金積立ができないと、そういうふうなことを否定するこの考え方については、私は反対いたします。

それと、年金財源が積立が増えることによって、年金の保険料も維持若しくは安くなれる可能性もあるのにそれすらも否定するというふうな考え方、こういった国債だけに頼る運用の考え方についての陳情に対する意見書は、提出することは私は反対したいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第16号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起

立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第11、陳情第17号、集団的自衛権の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については、9月17日に委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の結果と経緯について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

この12月議会定例会本会議において、総務民生常任委員会に付託された能代市平和委員会から提出されていた、陳情第17号、集団的自衛権の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情の審査の経緯と結果についてご報告いたします。

本陳情につきましては、憲法9条の下において、集団的自衛権の行使は許容できる範囲にとどまるべき解釈から、本委員会に付託されたものであります。本陳情に関し、本定例会初日終了後の12月17日に委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

閣議決定された内容は、日本の安全保障に関する今後の国内法制の整備の方向性を示したものであり、憲法9条の下で許容される自衛の措置として憲法上許容されるという判断に至ったものであります。我が国にとっての日米安保条約は、最大の抑止力となっている事実がある中で、国の防衛は政権の責任であることからしてもやむを得ない自衛の措置として解釈することができます。国連憲章第51条にあるように、集団的自衛権は法を根拠として明文化された権利であり、世界的平和の観点から他国を援助してくれと共同での武力の行為は許容されるものであり、憲法9条を遵守するということにもなるものであり、法整備に結びつくものではないと判断いたしました。

よって、本陳情については採決の結果、反対多数で不採択とすべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの総務民生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。どうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、陳情第17号を採決します。お諮りします。本案について、不採択とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第17号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第12、陳情第18号、「マクロ経済スライド」制の廃止を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については、9月17日に委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の結果と経緯について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

この12月議会定例会本会議において、総務民生常任委員会に付託された、全日本年金者組合秋田県本部能代山本支部から提出されていた、陳情第18号、「マクロ経済スライド」制の廃止を求める陳情の審査の経緯と結果について報告いたします。

本陳情につきましては、公的年金制度の給付と負担の変動に応じて給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」制の廃止について検証が必要であるとのことから、本委員会に付託されたものであります。本陳情に関し、今定例会初日終了後の12月17日に委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

「マクロ経済スライド」制は、将来にわたり年金制度を維持するために、平成16年に小泉内閣により法制化されたものであります。ここ数年の経済の低迷により国民所得が下がり続けたために、スライド制の導入を一時凍結しているものです。しかし、毎年増え続ける社会保障費を抑制することや給付と負担の変動に応じるためには、凍結解除もやむを得ないと判断し、本陳情には賛成しかねるということで、不採択すべきものと決定しました。これに生ずる低所得者の生活維持については、国の責任において別制度で救済すべきとの意見があったことを申し添えておきます。

以上、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの総務民生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、陳情第18号を採決します。お諮りします。本案について不採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第18号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第13、陳情第19号、最低保障年金制度の創設を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本件については、9月17日に委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の結果と経緯について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

この12月議会定例会本会議において、総務民生常任委員会に付託された全日本年金者組合秋田県本部能代山本支部から提出されていた、陳情第19号、最低保障年金制度の創設を求める陳情の審査の経緯と結果についてご報告いたします。

本陳情につきましては、非正規雇用の労働者ワーキングプアと言われる労働者が増えており、また物価の高騰などにより実質賃金が大きく低下し、消費の落ち込みで地域経済も活力を失っている状況下で最低保障年金制度の創設が必要であるとのことから、本委員会に付託されたものであります。本陳情に関し、今定例会初日終了後の12月17日に委員全員出席の委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、福祉国家の原点である全ての国民が安心して生活できる最低保障年金制度の創設には理解するところであり、その生活保障が消費力を高め、また地域経済の活性化にも繋がることから、本陳情については全会一致で採択すべきものと決定しましたの

でご報告いたします。

- 議長（芦崎達美君） ただいまの総務民生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、陳情第19号を採決します。お諮りします。本案について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第19号は採択とすることに決定いたしました。

日程第14、発議第17号、最低保障年金制度の創設を求める意見書についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

- 議会事務局長（鈴木久明君）

発議第17号

平成26年12月19日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	菊地 薫
賛成者	同上	皆川 鉄也
〃	〃	腰山 良悦
〃	〃	柴田 正高
〃	〃	嶋津 宣美

最低保障年金制度の創設を求める意見書について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由。

「福祉国家としての原点である全ての国民が安心して生活できる年金制度の創設が必要であることから、関係行政庁に対してを意見書を提出する必要があるためでございます。

す。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長（芦崎達美君） 内容については、朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第17号を採決します。お諮りします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、陳情第20号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本件については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第20号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、陳情第20号を採決します。お諮りします。陳情第20号について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は採択とすることに決定いたしました。

日程第16、発議第18号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君）

発議第18号

平成26年12月19日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者	八峰町議会議員	門脇直樹
賛成者	同上	山本優人
〃	〃	嶋津宣美
〃	〃	鈴木一彦
〃	〃	水木壽保
〃	〃	柴田正高

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提出の理由。

森林の整備・木材の利用促進に至る地域の多様な取組を支援するため、安定的な財源を確保することが必要であることから、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長（芦崎達美君） 内容については、朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定により、次期議会の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申出があり

ます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年26年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 1時24分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 1番 鈴木一彦

同署名議員 2番 笠原吉範

同署名議員 3番 水木壽保